

令和5年4月26日

岡山県公安委員会

道路交通法（第35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、岡山市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下記のとおりである。

旅客の運送の用に供する供する 自動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車を する旅客の運送の 用に供する自動車の 範囲	停車又は駐車が道路 又は交通の状況により 支障がないものとなる ようにするため必要と 認める事項	関係者
ほんぶしん前（下り）	岡山市東区神崎 町50番地先	・有限会社山南交通が行う 旅客の運送（辛島地区乗 合タクシー）の用に供す る自動車 ・西大寺タクシー有限会 社が行う旅客の運送（朝 日地区乗合タクシー）の 用に供する自動車	停留所における停車又 は駐車は、当該事業の 運行時間内に限る	岡山県公安委員会 岡山市 中国運輸局岡山運輸支 局 両備ホールディングス（株） 東備バス（株）